

信称寺文書にみられる白川郷における18世紀後半の焰硝取引

Transaction on Saltpeter of Shirakawa Village in the Second Half of the 18th Century Described by Old Letters Found from Shinshoji-Temple.

家政教育講座 馬路泰藏

Department of Home Economics Maji Taizo

Transaction on saltpeter of Shirakawa village was studied with old letters found from Shishoji-temple in Magari area of Shirakawa village, Gifu prefecture. Results are follows :

Old letters show that purified saltpeter of Shirakawa village was sold through Joniya (the person that purified crude saltpeter bought from families living in Gassho-style houses and sold purified saltpeter). Shishoji-temple mediated between families producing crude saltpeter and Joniya, and took part in transaction of saltpeter between Nishiakaomachi village in Etchu (Toyama prefecture) and Shirakawa village. The old letters suggest that saltpeter of Shirakawa village was sold through other root.

江戸期までの火薬は、硝石、硫黄、炭粉を混合した黒色火薬であった。日本では、硫黄は火山が多いのであちこちで採取でき、炭粉は森林が多いので炭粉を容易に生産することができた。一方、硝石はきわめて水に溶けやすいため、天然資源として日本国内で産出しない。そこで、雨の影響のない床下の土に蓄積した硝酸イオンを抽出して硝石を取り出すことが、全国各地で行われていた。しかし、床下の土は一度硝酸イオンを取り出すと、再び硝石の生産が可能になるまで数十年が必要である。そのため、この方法では持続的に多量の硝石を生産することができなかった。

江戸期の越中五箇山と飛騨白川郷では、土壤微生物の働きを利用した培養法による焰硝¹⁾(硝石)の生産が盛んであった。この培養法による硝石の生産方法は、加賀藩の命令を受けて内嶋の五十嵐孫作が加賀藩へ1811年(文化8)に提出した『五ヶ山焰硝出来之次第書申上帳』²⁾に最も詳細に記されている。まず、合掌家屋の床下で良質の畑土、蚕糞、人尿、ヒエヤソバの茎・葉およびタバコの茎等の栽培植物の「不要」部分、シシウドやヨモギ等の山草を原料として硝酸イオンを積極的に蓄積させた土、焰硝土を調製する。各家では、調製した焰硝土から硝酸イオンを抽出し、抽出液の濃縮と木灰処理によって灰汁煮焰硝(粗製の硝石)を析出させる。灰汁煮焰硝は、溶解再結晶によって上煮焰硝(上焰硝または精焰硝)に精製された。

筆者は白川村に残存する焰硝土を分析する機会を得たことから、焰硝土の成分・性状の特徴をまず明らかにした³⁾。ついで、『五ヶ山焰硝出来之次第書申上帳』記載の方法に準じて焰硝土からの硝酸イオンを抽出し、白川村の硝石の生産性が五箇山における硝石の生産性と同等以上であることを示した⁴⁾。さらに、焰硝土の原料(蚕糞・植物)の元素組成と、史料等から推定した人尿の元素組成とから、焰硝土中の硝酸イオンのチッ素は平均35%が尿中のチッ素に由来することを明らかにした⁵⁾。これらの結果にもとづいて、焰硝土を用いた硝石生産の技術的基礎を総括的に論じるとともに、硝石の生産が江戸期の白川村の経済に与えた影響と、リサイクルシステムとしての硝石生産の特性についても論じている⁶⁾。

五箇山については、焰硝を年貢として加賀藩に納めていたこともあって史料も多く、焰硝生産に関する多くの論考がある⁷⁾。しかし、白川村の焰硝生産については、和田家文書等にもとづいて江戸末期における状況が一部明らかにされている⁸⁾が、史料も少なく、十分に検討されてきたとは言い難い。筆者は、『信称寺文書』を用いて白川村の焰硝の経済的価値について考察を加えたが、記述内容について十分に検討していない⁹⁾。本稿は、『信称寺文書』の記述内容を検討することによって、18世紀後

半の白川村における焰硝に関する状況を推定しようとしたものである。

1. 史料

検討の対象としたのは、『信称寺文書』である。この文書は、岐阜県大野郡白川村馬狩にあった信称寺の襖の下張りから発見された多数の文書で、白川郷文化フォーラム'98における資料として活字化されている。『信称寺文書』が書かれた時期は、個々の文書に記載されている年号、人物とその死亡時期、椿原村の口留番所の存在等から、1775～1780年（安永5～9）と推定されている¹⁰⁾。

信称寺のあった馬狩は、白川村の中心、鳩谷・荻町から西へ尾根を一つ越えた場所に位置する。江戸期の主要な交通路は、主として庄川沿いにある白川街道であった。しかし、北部の交通路は庄川沿いでなく、野谷から大窪、馬狩を通る山沿いの道であった。馬狩から北部は、馬狩谷を経て椿原へ通じる道と、蓮如峠、加須良、桂を経て西赤尾町に通じる道が主な交通路である。そのため、信称寺はボッカの宿泊施設として、物資の輸送の中継点として機能していたことが『信称寺文書』から読み取れる。

『信称寺文書』の中には、焰硝について触れた文書が4点含まれている。その中で、差出人・受取人不明で、主として焰硝の取引に触れている文書（次頁写真、以下取引文書）を取り上げて検討する。取引文書を活字化した文章を下記に示す¹¹⁾。

（前文不明）一筆致啓上候。先以其御地何れも様御家内御揃ニ而、弥御堅勝之由目出度義奉存候。次ニ爰元相替義無御座候。乍慮外貴意易思召可被下候。

左候へハ先日は吉兵衛義参上いたし、御造作ニ罷成忝奉存候。且又塩硝之義いまた余人えも、うれ不申候ハゞ、買請可申様ニ申入候処、各様より商事も仕候由、委細承知仕候。併吉兵衛の見違ニ而値段高値ニ御座候。私吉兵衛と申合候ハ、城端え持者候而、両ニ四貫五百匁位ニあい申様に候ハゞ、商事も仕へく、又せひ商事成かね候ハゞ、赤尾ニ付四貫五百匁迄ニ買可申旨申合候處、椿原村渡シ四貫五百匁ニ買請趣申聞候。存之外高値ニ而過分そん金仕体ニ御座候間、少々なり共値段御まけ被成可被下候。

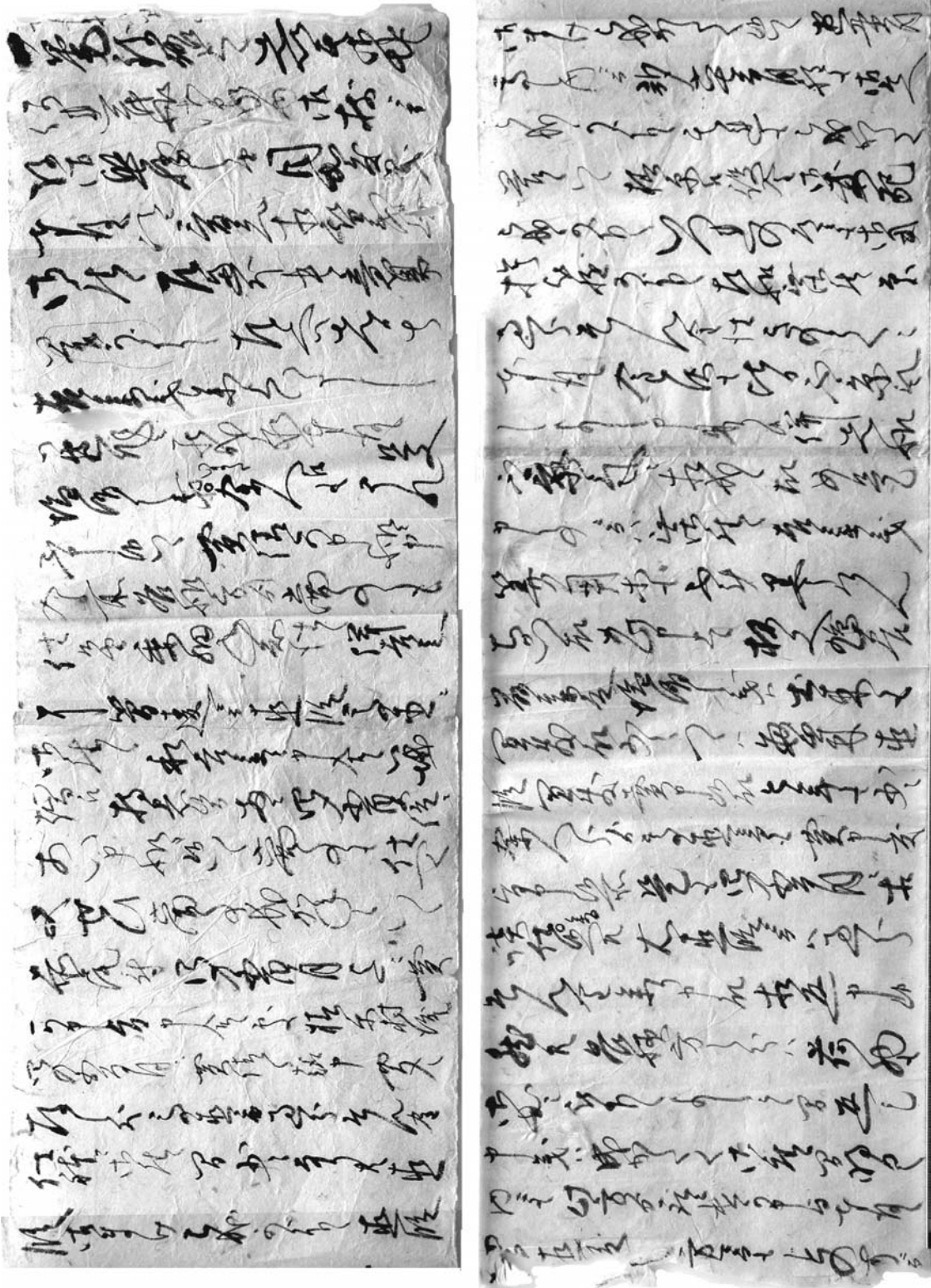
値段御まけ被成かたく候ハゞ、惣貫内高之内ニ而、式メ六七百目程も御そへ被成可被下候。其れも被成かたく思召く候ハゞ、椿原口役金御支配被成可被下惣領。いつれの道ニも御用捨被遊可被下候。左様無御座候而ハ、過分そん金仕きのとくニ奉存候。

金沢も皆不景氣之よし申来り候。併先様不景氣ニ相成候故、如是申事ニ而ハ無御座候。吉兵衛義算用等も不斗、りょうけんちかい故如此申上候。扱又鳩谷藤兵衛殿塩硝之義ハ出来も宜敷故、少々つゝハ毎歳値段宜敷売申候故、今年も少々余人分より高値ニ而買申度旨申候處、是も四貫五百目ニ相談仕舞候へ共、右値段ニ而ハ過分そん金参り申故相返申候。然共各様方之分ハ荷物も御出シ被下候よしニ候間、返し申義ハ成かたく御座候間、明日之内ニ此方より取ニ遣可申と奉存候・・・以下不明

2. 『信称寺文書』から推定されること

1) 取引文書を記した人物

取引文書には、焰硝の購入価格（「椿原村渡シ」で1両当たり4貫500匁）が高すぎるのでまけて欲しいという主張が述べられているが、価格交渉には「吉兵衛」があたったと読み取れる。吉兵衛については、差出人・受取人不明の別の文書に「二にも赤尾吉兵衛殿ま而御出被成候は、吉兵衛殿へ御咄、越中ニも痾瘡御座候事ニ御咄出被成候而、善右衛門殿より咄承申候。老僧様いか可被成候哉、承度奉存候。御しらせ奉頼上候。以上」と記されていることから、越中西赤尾町村（富山県南砺市西赤尾町）の人物と思われる。西赤尾町村には、上煮屋¹²⁾を営んでいた吉兵衛がいた¹³⁾。しかも、「私吉兵衛と申合候ハ」から始まる一文は、吉兵衛と協力して白川村から仕入れた焰硝を販売している人物が取引文



塩硝の取引について記した『信称寺文書』（横長の文書を2分し、上下に並べて示した）

書を記したことを示している。第3段落にある「扱又鳩谷藤兵衛殿塩硝之義ハ」で始まる一文は、取引文書を記した人物が鳩谷藤兵衛と密接な関係にあることを推測させる。鳩谷村の藤兵衛（藤井家、合掌家屋は1943年焼失）は、白川郷屈指の高持ちで名主を務める人物であり¹⁴⁾、西赤尾町村で上煮屋総代¹⁵⁾にもなった長右衛門に連なる家であった。以上のことから、取引文書を記した人物は西赤尾町村の上煮屋長右衛門であったことが示唆される。

2) 取引文書の受取人について

取引文書が信称寺から発見されたことから、この文書の受取人は信称寺の人物とまず考えることができる。文書の最後の記述「然共各様方之分ハ荷物も御出シ被下候よしニ候間、返し申義ハ成かたく御座候間、明日之内ニ此方より取ニ遣可申と奉存候（各々様の分は荷物も出されたとのことなので、返すことができません。明日のうちにもこちらから取りに遣らせたいと思います）」は、受取人に対して焰硝を売る複数の人に文書の内容を伝えてほしい意図が読みとれる。さらに、信称寺が村の中で様々な仲介役を担っていると他の文書から推定されることが、取引文書の受取人が信称寺の人物とするもう一つの理由である。

ところで、江戸期において藩を越えて物資を移動する場合には、口留番所で物資の名称・量を記録し、口役金を支払わねばならなかった。『信称寺文書』が書かれた1775～1780年の白川村では、椿原村に口留番所が設置されていた。

取引文書は、焰硝の価格をまけるようにと要求しているが、その方法として「椿原口役金御支配被成可被下惣領（口役金の支配をまかせていただきたい）」という記述がある。越中西赤尾町村にあった口留番所は上述の吉兵衛宅にあり、吉兵衛と権兵衛が番人をしていた¹⁶⁾。この口留番所の体制は、上煮屋の吉兵衛が越中側の口役金の徴収について実質的な権限に持ってしていたことを示唆している。

飛騨側の口留番所は、飛騨が天領になった1692年（元禄5）以後、飛騨に残った旧金森藩の下級武士が口留役として職務を担当していたとされる。しかし、白川村では、牛首と小白川の口留番所に口留役が在任するのは旧暦の3月から11月の間のみで、冬期は村方役人が口留番所の実務を担当していた。寛政の改革にともなって、1790年（寛政2）口留番所が整理され、椿原村の口留番所が廃止された。その時、荻町村の弥右衛門が牛首の口留番所勤番を命じられ、1793年（寛政5）に苗字帯刀を許されている。さらに、越中との国境にある小白川の口留番所について、冬期の取り締まりが不十分との理由から1823年（文政6）に小白川村組頭三右衛門を取締方に命じるが、1841年（天保12）に解任され、その翌年に椿原村の上煮屋四郎兵衛に冬の勤番が命じられている¹⁷⁾。これらの史実は、白川村においても村方役人が口留番所の職務権限を実質的に持っていて、椿原村での口役金徴収についても裁量が可能な状況にあったことを示唆している。このような仮定に立つと、取引文書が口留番所の職務権限を実質的に持った村方役人に宛てられたと考えることは可能である。しかし、「椿原口役金御支配被成可被下惣領」を信称寺の人物が口留番所の村方役人に対して口役金の変更を依頼できたと解すれば、取引文書の受取人が信称寺の人物としても矛盾は生じない。

3) 信称寺の役割

上述のように、取引文書が信称寺に宛てられた可能性が高い。たとえ宛先が信称寺でなかったとしても、文書が信称寺にあったこと、「赤尾吉兵衛」に触れている前述文書の内容からみて、信称寺が西赤尾町村の上煮屋と関係があったといえる。したがって、白川村の焰硝を西赤尾町村の上煮屋をとおして村外に販売することに、信称寺が関わっていたことになる。

『信称寺文書』の中には、信称寺の僧侶である浄智の名前のある『悪煮焰硝附留帳』と題する文書が2点あり、その1点には、「〆拾六斤式百拾目也 代式歩五拾三文」と灰汁煮塩硝の価格が記されている。また、別の文書には、高山の河上屋与四郎が中切地区の長瀬集落から信称寺宛に「(前略) わたくし義も此中木谷村迄参り申そらえと、塩硝売買之義も、ねたん引やわす候間、其元様えもよう、まいらす (後略)」と記した文書が届いている。これらの文書から、信称寺は各家屋から灰汁煮焰硝を上煮屋に斡旋する役割を持っていたことが示唆される。

ところで、白川村の上煮屋は、荻町の和田弥右衛門、椿原の四郎兵衛（倉家）、御母衣の伊助（遠山家）の3軒があったことが、1861年（万延2）の和田家文書から確認されている¹⁸⁾。取引文書にある「鳩谷藤兵衛殿塩硝之義ハ出来も宜敷故」は、上述の3軒に加えて鳩谷の藤兵衛も上煮屋であったことを示唆している。

4) 白川村の焰硝の販路

白川村の焰硝の販路について、『新編白川村史』¹⁹⁾は「当初はこの上煮屋長右衛門のルートを通じて加賀藩に納入していたのであろう」と述べているだけで、具体的な根拠をあげていない。取引文書の内容は、長右衛門を経由するルートの存在を支持するものであった。また、『新編白川村史』では、「早い時期の白川郷産の灰汁焰硝は、西赤尾町村の長右衛門が買い集め、精製していたようである」と述べているが、取引文書の文面は1775～80年には精焰硝の形で売り渡していたことを示している。同時に、「金沢も皆不景気之よし申来り候」とあることから、西赤尾町村の上煮屋が白川村で仕入れた精焰硝は金沢で販売されていたことも示している。

取引文書には、「高すぎるのでまけてほしい」と主張しなければならない焰硝の価格で吉兵衛が同意して帰ったことが記されている。このように主張された第一の理由として、「吉兵衛義算用等も不斗、りょうけんちかい故」と述べられているように、吉兵衛が焰硝の市場価格について十分な知識をもたなかったため、文書を記した人物との間に齟齬が生じたことが考えられる。

二つめの理由として、西赤尾町村の上煮屋と競合する販売ルートがすでに白川村側にできていて、高値で同意せざるを得なかったことが考えられる。白川村の焰硝の販路については、和田弥右衛門家の覚え書き文書に文化年中（1804～17）以前から文政年中（1818～1829）まで大坂・京都・彦根の商人をとおして、文政期以後は名古屋・美濃国関の商人を通して焰硝が販売されていたことが記されている²⁰⁾。また、「木谷村迄参り申そらえと、塩硝売買之義も、ねたん引やわす候」と記した河上屋与四郎は、上述のように高山の商人である。これらのことは、西赤尾町村の上煮屋経由以外の販売ルートが1775～80年にあったとする考えを支持するものである。

要約

岐阜県大野郡白川村馬狩にあった信称寺のふすまの下張りから発見された『信称寺文書』を史料として、18世紀後半における白川村の焰硝（硝石）に関する状況について検討を加えた。

白川村の焰硝は、西赤尾町村の上煮屋をとおして精焰硝の形で村外に販売されていたことが史料で裏付けられた。また、信称寺は、灰汁煮焰硝（粗製の硝石）を各家々から集めてそれを精製・販売する上煮屋に引き渡すことと、精焰硝を越中西赤尾町村の上煮屋に販売することに関わっていた。さらに、越中西赤尾町村の上煮屋以外に白川村の販売ルートがあることが示唆された。

注および引用文献

- 1) 古文書では、硝石は「焰硝」「塩硝」「煙硝」などと表記されている。本稿では江戸期に生産された硝石を「焰硝」と表記することとし、天然資源を表す場合を硝石と表記することとした。また、古文書を引用する場合は、古文書の表記をそのまま用いた。
- 2) 富山県立図書館蔵、河合村役場1983年発行の『河合村誌 資料編下巻』882-886頁に活字化されている。
- 3) 馬路泰蔵 (2005)「白川郷における江戸時代の硝石生産技術に関する研究1：焰硝土およびその原料の成分分析からみた硝石生産の実態」『化学史研究』32巻2号, 76-84
- 4) 馬路泰蔵 (2005)「白川郷における江戸時代の硝石生産技術に関する研究2：硝酸の抽出効率からみた焰硝土による硝石の生産性」『化学史研究』32巻3号, 137-143
- 5) 馬路泰蔵 (2006)「焰硝土中の硝酸体Nに対する人尿Nの寄与率の推定：白川郷における江戸時代の硝石生産技術に関する研究3」『化学史研究』33巻1号, 1-14
- 6) 馬路泰蔵, 馬路明子 (2007)『床下からみた白川郷 焰硝生産と食文化から』234-328頁, 風媒社
- 7) 地方史では、富山県 (1978)『富山県史通史編IV 近世下』192-218頁, 富山県, 平村史編纂委員会 (1985)『越中五箇山平村史』419-457頁, 平村および利賀村史編纂委員会編 (1999)『利賀村史2 近世』157-219頁, 利賀村がある。研究報告では、川越重昌が『銃砲史研究』に多数の論考を発表している他に、板垣英二 (2002)「加賀藩の火薬 1. 五箇山の塩硝」『金沢大学日本海域研究』33巻, 111-128頁, 伊丹政太郎 (1972)「加賀の火薬

- コンピナート」『越飛文化』16号, 11-20頁, 伊丹政太郎 (1970)「加賀藩五ヶ山羽馬家塩硝資料について」『立命館文学』304号, 40-74頁などがあげられる。
- 8) 白川村史編纂委員会編 (1998)『新編白川村史 上巻』496-510頁, 白川村および岐阜県(1972)『岐阜県史 通史編 近世下』390-397頁, 岐阜県
 - 9) 馬路泰藏, 馬路明子 (2007) 前掲書, 321-326頁
 - 10) 岐阜県大野郡白川村教育委員会蔵。白川郷文化フォーラム'98実行委員会『馬狩村信称寺に見る古文書』として活字化され, 若干の解題がされている。
 - 11) 白川郷文化フォーラム'98実行委員会『馬狩村信称寺に見る古文書』による
 - 12) 灰汁煮焰硝を各家から買い集め, 精製して精焰硝にした後, 年貢として納めるまたは村外に販売する家。五箇山では, 上煮屋の株を持つ者のみが上煮屋を営むことができた。
 - 13) 利賀村史編纂委員会編 (1999) 前掲書, 157-219頁
 - 14) 白川村史編纂委員会前掲書 (1998), 501頁
 - 15) 『越中五箇山平村史』(435-436頁)によれば。上煮屋の株仲間の中で利益代表ともいうべき役割の人物で, 仲間の統制や藩との交渉に当たり, 焰硝価格の決定, 加賀藩に対して他国出(民生用の販売)願いを行うなどの役割を担っていた。上煮屋の中から2~3名が選ばれていた。
 - 16) 平村史編纂委員会 (1985) 前掲書, 557-562頁
 - 17) 白川村史編纂委員会 (1998) 前掲書, 556-562頁
 - 18) 白川村史編纂委員会 (1998) 前掲書, 501-502頁
 - 19) 白川村史編纂委員会 (1998) 前掲書, 500-501頁
 - 20) 白川村史編纂委員会 (1998) 前掲書, 502-504頁